

■ 広島市消費生活センターだより

保険商品の契約 内容の確認をしっかりと



事例

定期預金が満期になったため銀行へ行ったところ、個人年金保険の勧誘をされ、契約することにした。後日、届いた保険証券の内容を確認すると元本保証がされないことが分かった。契約時には、元本割れのリスクの説明はなかった。

アドバイス

- 保険を勧められたとしても、すぐに契約せず、保険の内容について、自分や家族にとって本当に必要なものかどうか考えたり、周囲に相談したりして、冷静に検討することが重要です。
- 保険によっては、保険金や年金額等が支払った保険料よりも少ない金額となる場合があります。契約しようとしている保険にはどういったリスクがあるのかについて詳細に説明を受け、確認するようにしましょう。
- 契約後には、保険会社から保険証券が送付されるだけでなく、定期的に契約内容のお知らせといった書類が届きますので、手元に届いた書類は内容を確認して保存しましょう。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

相談無料
秘密厳守
です

